

現行各種法人法上の規定（参照条文）

「目次」

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	2
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	4
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	10
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	10
租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）	11
宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）	12
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）	18
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）	22
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	22
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	24
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）	27
更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）	29
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	34
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）	38
中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（抄）	39
組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）	51

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第三十七条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資産ニ関スル規定
- 五 理事ノ任免ニ関スル規定
- 六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

第四十五条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス
法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス
法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

第五十一条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設ケルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス
社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第五十二条 法人ニハ一人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス
理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五十三条 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

第五十四条 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第五十八条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ得

第五十九条 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官庁ニ報告スルコト
- 四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト

第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得
總社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス但此定款ハ定款ヲ以テ之ヲ

増減スルコトヲ得

第六十二条 総会ノ招集ハ少クとも五日前ニ其会議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ従ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外総テ総会ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

第六十五条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス

総会ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得
前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十七条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

主務官庁ハ法人ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得
主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
 - 二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
 - 三 破産
 - 四 設立許可ノ取消
- 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス
- 一 総会ノ決議
 - 二 社員ノ欠亡

第七十一条 法人力其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得 正当ノ事由ナクシテ引續キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同シ

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス
定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属權利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国库ニ帰属ス

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

第二條（定義）

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

この法律のいづれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

社員の資格の得喪に關して、不当な条件を付さないこと。

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

その行う活動が次のいづれにも該当する団体であること。

宗教上の主義を推し進め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

政治上の主義を推し進め、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第五條（その他の事業）

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなればならない。

その他の事業に關する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなればならない。

第七條（登記）

特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しななければならない。

前項の規定により登記しななければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第十條（設立の認証）

特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六條第三項、第四十四條第二項及び第四十四條の二を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

ロ 各役員が第二十條各号に該当しないこと及び第二十一條の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

ニ 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

三 第二條第二項第二号及び第十二條第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

四 設立趣旨書

五 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

六 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

（定款）
第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
三 主たる事務所の所在地
四 社員の資格の得喪に関する事項
五 役員に関する事項
六 会議に関する事項
七 資産に関する事項
八 会計に関する事項
九 事業年度

十 解散に関する事項
十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
十二 定款の変更に関する事項
十三 公告の方法
十四 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 2 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体
二 民法第三十四条の規定により設立された法人
三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人
五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第一条第六項に規定する更生保護法人

第十二条（認証の基準等）
第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二項の規定に適合していること。
二 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当するものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 2 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

第十三条（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の数)
第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)
第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)
第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)
第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)
第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数)
第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 四 (略)
- 五 暴力団の構成員等
- 六 (略)

(役員親族等の排除)
第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員欠員補充)
第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員任期)
第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会計原則)
第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従つて正しく記帳すること。
- 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八條 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項、次条及び第四十三條第一項において「事業報告書等」という。)並びに役員名簿(前事業年度において役員であつたことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(次項、次条及び第四十三條第一項において「役員名簿等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録、次条第二項において同じ。)法第五十一條第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五條第一項の財産目録、次条第二項において同じ。)役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三條第一項において「定款等」という。)の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九條 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつた定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)又は定款等について閲覧の請求があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十條 民法第五十四條から第五十七條まで及び第六十條から第六十六條までの規定は、特定非営利活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所八利害関係人又八検察官ノ請求二因リ」とあるのは、「所轄庁八利害関係人ノ請求二因リ又八職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

(解散事由)

第三十一條 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定められた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産
- 七 第四十三條の規定による設立の認証の取消し

2 } 4 (略)

(残余財産の帰属)

第三十二條 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三條 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、合併は、所轄庁の認証を受けなければならない。その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

4 第十條及び第十二條の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができず期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、合併によつて消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人が行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二條第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期

限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつては改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3・4 (略)

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合に於ては警察庁長官、都道府県知事である場合に於ては警視總監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

別表

(第二条関係)

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

五 環境の保全を図る活動

六 災害救援活動

七 地域安全活動

八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

十二 情報化社会の発展を図る活動

十三 科学技術の振興を図る活動

十四 経済活動の活性化を図る活動

十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十六 消費者の保護を図る活動

十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- 八 事業費の総額のうちに特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の額の占める割合が百分の八十以上であること。
- ホ 二 助成金の支給を行う場合は、事前に、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を記載した書類を、事後遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を当該法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出すること。
- ヘ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合は、事前に、その金額及び用途並びにその実施日（災害に対する援助その他緊急を要する場合の提出が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日）を記載した書類を当該法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出すること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
 - イ 特定非営利活動促進法第二十八条第二項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等
 - ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
 - ハ 前号ホ又はヘの規定により提出した書類の写し
 - ニ 前号ホ又はヘの規定により提出した書類の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類
 - ホ 二 第三項第四号に掲げる書類
- 七 六 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
 - 一 当該法人の第二項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日（事業年度の定めがない場合には、当該申請書を提出した日を含む年の一月一日）において、その設立の日以後一年を超える期間（当該法人が法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けている法人である場合には、当該認定に係る直前二事業年度等の最後の事業年度の翌事業年度開始の日又は最後の年の翌年の一月一日以後二年以上の期間）が経過していること。
- 八 法第六十六条の十一の二第三項の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の当該法人につき法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。
- 九 直前二事業年度等において、第三号、第四号イからニまで、第五号及び第六号に掲げる要件（当該法人に係る法第六十六条の十一の二第三項の認定が最初のものである場合には、第五号に掲げる要件を除く。）を満たしていること。
- 七 六 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人は、各事業年度（事業年度の定めがない場合には各年とし、当該認定の有効期間内の日を含む事業年度又は年に限る。）終了の日の翌日から三月以内に、当該各事業年度の事業報告書を受け入れた寄附金の額に関する書類その他の財務省令で定める書類を、その主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 八 国税庁長官は、法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人から提出された第一項の申請書（第三項の添付書類を含む。）又は第一項第四号ホ若しくはヘに規定する書類若しくは前項に規定する財務省令で定める書類について閲覧の請求があつた場合には、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。
- 九 一 略
- 十 一 略

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）
 第二十二條の十一の二（略）

19 二 施行令第三十九條の二十二の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 特定非営利活動促進法第二十九條第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等
- 二 役員報酬又は従業員の給与の支給に関する規程（既に提出している場合であつてその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）
- 三 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 寄附者の氏名又は名称及びその住所又は事務所所在地並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ロ 施行令第三十九條の二十二の二第一項第五号ニに規定する財務省令で定める事項
- 四 施行令第三十九條の二十二の二第一項第三号から第六号までに掲げる要件を満たしている旨を説明する資料

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

（宗教団体の定義）

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

（公益事業その他の事業）

第六条 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

（設立の手續）

第十二条 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

（目的）

一 名称

二 事務所所在地

三 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

四 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員についてはその任期及び職務権限、責任役員

五 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

六 前号に掲げるもの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

七 第六条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営（同条第二項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。）

（基本財産）

八 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（第二十三条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を含む。）

九 規則の変更に関する事項

十 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

十一 公告の方法

十二 第五号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体によつて制約される事項を定めた場合には、その事項

十三 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

（略）

3 2 宗教法人を設立しようとする者は、第十二条の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。

（規則の認証の申請）

第十三条 前条第一項の規定による認証を受けようとする者は、認証申請書及び規則二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その

一 認証を申請しなければならない。

二 当該団体が宗教団体であることを証する書類

三 前条第三項の規定による公告をしたことを証する書類

四 代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予定されている者の受諾書

（規則の認証）

第十四条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面その旨を当該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えていると認めるときはその規則を認証する旨の決定を認す。これらの要件を備えていないと認めるとき又はその受理した規則及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確定する。当該規則が宗教団体であること。

一 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。
二 当該設立の手續が第十二条の規定に従つてなされていること。
三 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面での旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)
第十五条 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

(代表役員及び責任役員)
第十八条 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 (略)
3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5・6 (略)

(事務の決定)
第十九条 規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

(仮代表役員及び仮責任役員)
第二十一条 代表役員は、宗教法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3 (略)

(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出)
第二十五条 宗教法人は、その設立(合併に因る設立を含む。)の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成し

なければならぬ。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 規則及び認証書

二 役員名簿

三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類
五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

四 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

五 (略)

(合併)
第三十二条 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

(合併の手續)

第三十三条 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四条から第三十七条までの規定による手續をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

第三十四条 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

二 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

三 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

四 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手續をしなければならない。

二 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同して第十二条第一項及び第三項の規定に準じ規則を作成しなければならない。

三 前項の規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八条第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第十二条第二項に規定する方法により公告しなければならない。

第三十六条 第二十六条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各号中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替へるものとする。

一 第一項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは、「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」
二 第二項中「第二十七条」とあるのは、「第三十八条第一項」、「当該規則の変更の案」とあるのは、「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」
三 第三項中「第二十七条」とあるのは、「第三十八条第一項」、「前項」とあるのは、「第三十四条第一項」
四 第四項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手續」とあるのは、「被包括関係の廃止を伴う合併の手續」、「前三項」とあるのは、「第三十条から第三十七条まで」

第三十七条 合併に伴い第三十五条第三項又は前条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合においては、当該公告は、第三十四条第一項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第三十五条第三項の規定による公告を他の公

告とあわせてするとき、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とが共同して当該公告をするものとする。

(合併の認証の申請)

第三十八条 宗教法人は、第三十三条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五条第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同条第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定める手続(規則に別段の定めがないときは、第十九条の規定による手続)を経たことを証する書類

二 第三十四条第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四条第二項から第四項までの規定による手続を経たことを証する書類

四 第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、同条第一項又は第二項の規定による手続を経たことを証する書類

五 第三十五条第二項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

六 第三十五条第三項又は第三十六条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類

七 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第三十六条において準用する第二十六条第三項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名とするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。

(合併の認証)

第三十九条 所轄庁は、前条第一項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後に、当該申請に係る事実が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

一 当該合併の手続が第三十四条から第三十七条までの規定に従つてなされていること。

二 当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該合併が第三十五条第二項の規定に該当する場合には、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

3 第一項又は前項において準用する第十四条第四項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に對してすれば足りる。

第四十条 削除

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七条の規定による登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務(当該宗教法人が第六条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(解散の事由)

第四十三条 宗教法人は、任意に解散することができる。
2 宗教法人は、前項の場合の外、左に掲げる事由に因つて解散する。

- 一 規則で定める解散事由の発生
- 二 合併（合併後存続する宗教法人における当該合併を除く。）
- 三 破産
- 四 第八十一条第一項の規定による所轄庁の認証の取消
- 五 第八十一条第一項の規定による裁判所の解散命令
- 六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡
（略）
- 3

（残余財産の処分）

- 2 第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除く外、規則で定めるところによる。
- 3 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

（設立の登記）

- 2 第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。
- 1 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
- 五 基本財産がある場合には、その総額
- 六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- 八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
- 九 公告の方法
- 3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（報告及び質問）

- 第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に關し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者その他の関係者の同意を得なければならない。
- 一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。
- 二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。
- 三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。
- 2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。
- 4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。
- 5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九條 公益事業以外の事業の停止命令
（公益事業以外の事業の停止命令）
第七十九條 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六條第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。

4 前條第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

（認証の取消し）

第八十條 所轄庁は、第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
3 前項の規定による第一項の規定に該当する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。
4 宗教法人について第一項の規定に該する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。
5 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十三條第三項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、その補佐人の数を三人までに制限することができる。

6 第七十八條の第二項の規定は、第一項の規定による認証の取消しをしようとする場合に準用する。
7 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならぬ。
8 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

（解散命令）

第八十一條 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
1 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
2 第二條に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
3 当該宗教法人が第二條第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

4 前項の規定による第一号又は第三十九條第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四條第一項又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。
5 前項の規定による事件は、当該宗教法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。
7 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができ、抗告は、執行停止の効力を生ずる。

8 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。
9 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（定義）
第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（資産）
第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。
2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（収益事業）
第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。
2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第六十条の二に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。
3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（登記）
第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（申請）
第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的
二 名称
三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項）において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
四 事務所の所在地
五 役員に関する規定
六 評議員会及び評議員に関する規定
七 資産及び会計に関する規定
八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
九 解散に関する規定
十 寄附行為の変更に関する規定
十一 寄附行為の方法
十二 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。
十三 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）
第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第三十三条 (設立の時期)
学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

第三十五条 (役員)
2 (略) 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

第三十六条 (業務の決定)
学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、理事の過半数をもつて決する。

第三十七条 (役員) 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもつてその代表権を制限することができる。

2・3 (略) 監事の職務は、次の通りとする。

- 一 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点であることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

第三十八条 (役員) 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
- 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十条第一項において同じ。)
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
- 3 (略)
- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。
- 5 (略)

第三十九条 (役員) 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)と兼ねてはならない。

第四十条 (役員) 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十一条 (評議員会)
2 評議員会は、学校法人に、評議員会を置く。理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

- 3 5 (略)
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(評議員の選任)

- 4 4 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(財産目録等の備付)

4 7 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

4 9 民法第五十四条から第五十七条までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

(解散事由)

- 5 0 学校法人は、次の事由によつて解散する。
 - 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
 - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
 - 五 破産
 - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 4 (略)

(残余財産の帰属)

- 5 1 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 6 (略)

(合併手続)

- 5 2 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならぬ。
- 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 5 3 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。
- 2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、

各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)
第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)
第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

(収益事業の停止)
第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の教育に支障があること。
三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

所轄庁は、前項の規定による停止命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
三 所轄庁は、第一項の規定による停止命令をしようとする場合には、あらかじめ、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会を付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会を付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会を付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会を付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
8 第一項の規定による停止命令については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(解散命令)
第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分を違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

3 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
3 1 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができ旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を

所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等へ出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
二 当該意見の聴取が終了する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求め、及び提出することができること。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）、同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七條第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定及び同法第二十七條第一項中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

第十二条（所轄庁の権限）
一 助成に關し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に關し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の關係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
二 四（略）

第十四条（書類の作成等）
第一項又は第九條に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に關する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。
3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に關する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学の研究科並びに第六十九條の第二項の大学の学科に定める者の認可を受けなければならない。）、の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学、高等専門学校、文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
- 三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事

一 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

二 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項

・ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要なる資産を有しなければならない。

2 (略)

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの（以下「特別医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他の公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

三 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務（第六十四条の二において「収益業務」という。）に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に関して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

八 解散に関する規定
九 定款又は寄附行為の変更に関する規定
十 公告の方法

3・4 (略)

第四十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

2 (略)

第四十六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

3 2 (略)
理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えることができる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第四十九条 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出べき事項の細目及び届出の手續は、厚生労働省令で定める。

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

第五十五条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生

二 目的たる業務の成功の不能

三 総会の決議

四 他の医療法人との合併

五 社員 破産 欠亡

六 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由
3 5 (略)

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併することができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併することができる。

3 財団たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対し、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に關し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解任を勧告することができる。
3 (略)

第六十四条の二 都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務の停止を命ずることができる。
一 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行うこと。
二 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。
三 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。
2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）及び第二項、第五十二条第二項、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十三条まで、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十五条及び第二百二十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条から第三十七条ノ二まで、第二百三十六条から第二百三十七条まで、第二百三十八条及び第二百三十九条ノ三の規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条及び第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「都道府県知事八、利害関係人ノ請求ニ因リ、又八職権ヲ以テ」と、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「都道府県知事」と、同法第六十条及び第六十一条中「理事」とあるのは、「理事長」と、同法第七十四条中「破産ノ場合」とあるのは、「合併及破産ノ場合」と読み替へるものとする。

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第三十条の三十四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十（法第四十二条第二項に規定する特別医療法人にあつては、百分の三十）に相当する額以上の自己資本を有しななければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。
2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。

第三十条の三十五 法第四十二条第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 当該医療法人の設立者、役員等（その理事、幹事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。）若しくは社員又はこれらの者の親族等（これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に特別な利益を与えないものであること。
- イ これらの者の使用人及び使用人以外の者が事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者が当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

2 八 イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
法第四十二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、他の特別医療法人とする。

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
三 出資申込書又は寄附申込書の写し

四 設立決議録

五 不動産その他の重要な財産の権利の所屬についての登記所、銀行等の証明書類

五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第三十条の三十四第一項に規定する要件に適合していることを証する書類

六 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造の概要を記載した書類

六の二 法第四十二条第一項第五号又は第六号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造の概要並びに運営方法を記載した書類

七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

八 設立者の履歴書

九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類

十 役員の内任承諾書及び履歴書

十一 開設しようとする病院診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

十二 当該医療法人が、法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法第三十条の三十五第一項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

ロ 法第四十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

- 2 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。
- 1 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を停止されている者
- 2 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）
- 3 罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者
- 4 労働場から出場を許されたる者
- 5 少年院から退院し、又は仮退院を許されたる者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）
- 6 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許されたる者
- 7 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項第一号又は第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二十一条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者
- 3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に應ずる等その更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。
- 4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。
- 5 この法律において「被保護者」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- 6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

（資産）

第五条 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

（公益事業及び収益事業）

- 6 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を更生保護事業若しくは公益事業（犯罪をした者の更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二条第二号において同じ。）に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。
- 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（登記）

- 8 更生保護法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（設立の認可）

第十条 更生保護法人を設立しようとする者は、法務省令で定めるところにより、申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

第(定款)
十一 更生保護法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 更生保護事業の種類
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 会議に関する事項
- 六 資産に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- 九 公益事業を行う場合には、その種類
- 十 収益事業を行う場合には、その種類
- 十一 解散に関する事項
- 十二 定款の変更に係る事項
- 十三 定款の変更に係る事項
- 十四 公告の方法
- 2 (略)
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人のうちから選定されるようにしなければならない。

第十二条 (認可の基準)
法務大臣は、第十条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 申請書及び定款に虚偽の記載がないこと。
- 三 当該申請に係る更生保護法人の資産が第五条の要件に該当するものであること。
- 四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

第十四条 (設立の時期)
更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第十六条 (役員)
更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。

第十七条 (理事長及び理事の職務)
理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。
(略)

第十八条 (業務の決定)
更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

第十九条 (監事の職務)
監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 更生保護法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、更生保護法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを法務大臣（評議員会が置かれていない場合は評議員会）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）
 第二十条 監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の親族等の排除）
 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

（役員欠員補充）
 第二十三条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員任期）
 第二十四条 役員の任期は、三年以内において定款で定める。

（代表権の制限）
 第二十五条 更生保護法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が更生保護法人を代表する。

（評議員会）
 第二十六条 更生保護法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する。
 3 5 (略)

（財産目録等の備付け等）

第二十九条 更生保護法人は、毎会計年度終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、事業成績書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（収益事業については損益計算書）を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 2 更生保護法人は、第一項の書類について、請求があつたときは、これを閲覧に供しなければならない。

（解散事由）

第三十一条 更生保護法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決
- 二 定款で定められた解散事由の発生
- 三 目的とする事業の成功の不能
- 四 合併
- 五 破産
- 六 第四十三条の規定による解散の命令
- 2・3 (略)

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、法務大臣に対する清算結了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に譲渡することができる。
3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三条 更生保護法人は、他の更生保護法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 更生保護法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決がなければならぬ。

3 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

第三十五条 更生保護法人は、前条第二項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならぬ。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により更生保護法人を設立する場合には、定款の作成その他更生保護法人の設立に関する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立した更生保護法人は、合併によつて消滅した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第三十九条 更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立する更生保護法人の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

(改善命令等)

第四十一条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。

3 (略)

(公益事業又は収益事業の停止)
第四十二条 法務大臣は、第六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由がある

- 一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の営む更生保護事業又は公益事業以外の目的に使用すること。
- 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の営む更生保護事業に支障があること。

(解散命令)
第四十三条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(報告及び検査)
第四十四条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(寄附金の募集)
第六十条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、法務省令で定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を法務大臣に提出して、その許可を受けなければならない。
2・3 (略)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（定義）
第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（要件）
第二十五條 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

（公益事業及び収益事業）
第二十六條 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二條第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七條第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。
2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（登記）
第二十八條 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。
3 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
2 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（申請）
第三十一條 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的
二 名称
三 社会福祉事業の種類
四 事務所所在地
五 役員に関する事項
六 役員に関する事項
七 会議に関する事項
八 資産に関する事項
九 会計に関する事項
十 評議員会を置く場合には、これに関する事項
十一 公益事業を行う場合には、その種類
十二 収益事業を行う場合には、その種類
十三 解散に関する事項
十四 定款の変更に関する事項
十五 公告の方法
16 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
17 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
18 前条第二項の社会福祉法人に係る第一項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(認可)
第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(成立の時期)
第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(役員の数、任期、選任及び欠格)
第三十六条 社会福祉法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

2 役員のうちには、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることになつてはならない。
4 (略)

(役員欠員補充)
第三十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事の代表権)
第三十八条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)
第三十九条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(監事の職務)
第四十条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会(評議員会のないときは、所轄庁)に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)
第四十一条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

(評議員会)
第四十二条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもつて組織する。
3 (略)

(会計)

第四十四条 (略)
2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
3 (略)

4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第四十五条 民法第五十五条から第五十七条まで(代表権の委任、仮理事、特別代理人)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項(裁判所の管轄)の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為又八總會ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「所轄庁(社会福祉法第三十条ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ)ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職権ヲ以テ」と読み替へるものとする。

(解散事由)

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 定款に定められた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 合併
- 五 破産
- 六 所轄庁の解散命令

- 2 } 4 (略)

(残余財産の帰属)

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

(合併手続)

第四十九条 社会福祉法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

- 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十二条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

第五十条 社会福祉法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に財産目録及び貸借対

照表を作成しなければならない。
2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十一条 債権者が、前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十二条 合併により社会福祉法人を設立する場合には、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)
第五十三条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立した社会福祉法人は、合併によつて消滅した社会福祉法人の一切の権利義務(当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)
第五十四条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によつて設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(一般的監督)

第五十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守され
ているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。
2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。
4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。
5 7 (略)

(公益事業又は収益事業の停止)

第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由がある
ると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

(助成及び監督)

第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に
対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは
貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第一項の規定の適用を妨げない
ことを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。
一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
二・三 (略)
3・4 (略)

(所轄庁への届出)

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。
2 第四十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(寄附金の募集)

第七十二条 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集
に着手する一月前までに、厚生労働省令で定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事(募集しようとする地域が二以上の都道府県

の区域にわたるときは、厚生労働大臣）に対し、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2・3 (略)

社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）

（設立認可申請手続）

第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第十四条第一項第一号及び第二項第二号、第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所
二 法人の名称及び主たる事務所の所在地
三 設立の趣意

四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとす。以下同じ。）及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類

三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

四 設立代表者の履歴書
五 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

六 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。

5 第一項の認可申請書類には、副本一通（法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通）を添付しなければならない。

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（抄）

第二條（定義）

- 一 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 中間法人 社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であつて、この法律により設立されたものをいう。
 - 二 五（略）

第六條（成立の時期）

中間法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第九條（民法等の準用）

第二・三條（略）

4 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

- 一 商法第三十二条及び第三十六条 中間法人
- 二 商法第三十三条（会社について適用される部分に限る。） 中間法人が作成すべき会計帳簿及び貸借対照表
- 三 商法第三十四条（会社について適用される部分に限る。） 中間法人が作成すべき会計帳簿
- 四 商法第三十五条 中間法人が作成した会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書
- 五 商法第五十八条及び第五十九条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、同法第五十八条第一項第三号中「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは、「無限責任中間法人ノ業務ヲ行フ社員又ハ有限責任中間法人ノ理事」と読み替へるものとする。

第十條（定款）

有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第七條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 社員の氏名又は名称及び住所
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 社員たる資格の得喪に関する規定
- 五 事業年度

3 商法第六十七條の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

第十二條（最低基金総額）

有限責任中間法人の成立の時ににおける基金の総額は、三百万円を下回つてはならない。

第十三條（理事及び監事の選任）

定款において理事又は監事を定めなかつたときは、有限責任中間法人の成立前に、社員総会において理事又は監事を選任しなければならない。

第十四條（基金の募集）

理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一 第十一條第二項各号に掲げる事項

- 二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社
- 三 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同項第二号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しなければならない。
- 四 第一項の募集に応じ、同項の申込用紙に記載したときは、この限りでない。
- 五 民法第九十三条ただし書の規定は、前項の規定による基金の払出の申込みの意思表示には、適用しない。

(基金の割当て)
第十五条 理事は、前条第四項の規定により基金の払出の申込みをした者について、払出すべき基金の額を割り当てる。この場合において、理事は、当該者が払出すべき基金の額を、同項の額よりも減額し、又はしないものとすることができる。

(基金の払込み等)
第十六条 基金の総額について払出者が確定したときは、理事は、遅滞なく、前条前段の規定により払出すべき基金の額の割当てを受けた者に当該割当額の払込みをさせなければならない。

- 2 前項の規定による払込みは、第十四条第二項の申込用紙又は同条第三項本文の書面に記載された払込みの取扱いの場所においてしなければならない。
- 3 第一項の規定は、現物拠出者に現物拠出財産の給付をさせる場合について準用する。この場合においては、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、有限責任中間法人の成立後にすることを妨げない。

(現物拠出の調査等)
第十七条 理事は、定款に第十一条第一項各号に掲げる事項の記載があるときは、選任された後遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させるため

- 2 前項の検査役は、裁判所に請求しなければならない。
- 3 裁判所は、第十一条第一項各号に掲げる事項(検査役の調査を経ない事項を除く。)を不当と認めるときは、これを変更する旨の決定をしなければならない。この場合においては、当該決定を社員、理事及び現物拠出者(現物拠出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければならない。

- 4 前項前段の決定において現物拠出事項が変更された場合においては、当該現物拠出事項についての現物拠出者の現物拠出に係る意思表示は、当該決定の確定後一週間以内に限り、取り消すことができる。この場合においては、定款を変更して設立に関する手続を続行することを妨げない。
- 5 第三項前段の決定が確定したときは、定款は、当該決定に従って変更されたものとみなす。ただし、前項前段に規定する場合における当該現物拠出事項の変更については、同項前段の規定により現物拠出に係る意思表示の取消しをした現物拠出者があるときは、この限りでない。

- 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項については、定款に記載された価格の総額が基金の総額の五分の一を超えず、かつ、五百万円を超えない場合
- 二 前項第一号又は第二号に掲げる事項について定款に記載された価格が当該有価証券の取引所の相場を超えない場合

- 三 前項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む。)、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合
- 四 同項第一号又は第二号に掲げる事項
- 五 同項第一号又は第二号の証明及び鑑定評価を受けることができない。

- 7 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価を受けることができない。
- 一 財産の現物拠出者又は譲渡人
- 二 社員
- 三 理事又は監事
- 四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者
- 五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

(設立手続の調査)

- 第十八条 理事及び監事は、次に掲げる事項を調査しなければならない。
 - 一 前条第六項第一号に掲げる場合における同号に規定する財産について定款に記載された価格が相当かどうか。
 - 二 前条第六項第三号に規定する証明(同号に規定する財産が不動産であるときは、同号の鑑定評価を含む。)が相当かどうか。
 - 三 基金の総額について拠出者が確定したかどうか。
 - 四 第十六条第一項の規定による払込み及び同条第三項前段の規定による現物拠出財産の給付が完了したかどうか。
- 理事及び監事は、前項の調査により、同項各号に掲げる事項について、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、社員にその旨を通知しなければならない。

(登記)

- 第十九条 有限責任中間法人の設立の登記は、前二条の手続の終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において行わなければならない。
- 二 前項の登記においては、第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 三 有限責任中間法人は、第一項の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)

- 第二十条 有限責任中間法人の設立の無効又は取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもってのみ主張することができる。
- 二 有限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当該有限責任中間法人の社員、理事又は監事に限り、提起することができる。
- 三 商法第八十八条、第五十条第三項及び第四項、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条並びに第三十八条の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百零一条中「合併後存続スル会社又ハ合併二因リテ設立シタル会社、其ノ社員及」とあるのは、「有限責任中間法人、其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替えるものとする。

(権限)

第二十八条 社員総会は、この法律又は定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第二十九条 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

(略)

理事は、毎年一回、一定の時期に、定時社員総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第三十一条 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から一週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定款でこの期間を短縮することができる。

(議決権)

第三十二条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

(議事)

第三十四条 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員

の議決権の過半数で決する。

(略)

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。

第三十九条 (定数) 有限責任中間法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

第四十条 (選任) 理事は、社員総会において選任する。

(任期)

第四十一条 理事の任期は、二年とする。ただし、最初の理事の任期は、一年とする。

2 前項の規定は、定款により、同項の任期を短縮し、又は同項の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することを妨げない。

(有限責任中間法人との関係)

第四十二条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(業務の執行)

第四十三条 理事は、有限責任中間法人の業務を執行する。

2 理事が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定したところに従う。

(法人の代表)

第四十四条 理事は、有限責任中間法人を代表する。

2 理事が数人あるときは、各自有限責任中間法人を代表することができる。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該有限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。

3 前項の理事の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(有限責任中間法人との取引等)

第四十五条 理事が有限責任中間法人の財産を譲り受け、有限責任中間法人に対して自己の財産を譲り渡し、有限責任中間法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために有限責任中間法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならない。有限責任中間法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても同様とする。

2 前項の理事又は有限責任中間法人を代表して同項の取引をしようとする理事は、同項の社員総会において、同項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

3 第一項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。同項の取引については、適用しない。

4 民法第八十条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十六条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

3 第一項の議案の提出又は前項の行為をすることにより同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

- 第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該理事は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。
- 2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(代表訴訟)

- 第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によつて、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。
- 2 有限責任中間法人が前項前段の請求の日から六十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。
- 3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができる。
- 4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 5 社員が第二項又は第三項の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の請求により、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 6 被告が前項の請求をするには、第二項又は第三項の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 7 商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第四十九條第二項又八第三項」と、同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二項又八第四項」とあるのは、「中間法人法第四十九條第二項又八第三項」と読み替へるものとする。
- 8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

(定数)

第五十一条 有限責任中間法人には、一人又は数人の監事を置かなければならない。

(選任)

- 第五十二条 監事は、社員総会において選任する。
- 2 理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることができない。

(任期)

- 第五十三条 監事の任期は、就任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 最初の監事の任期は、前項の規定にかかわらず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 (略)

(有限責任中間法人との関係)

- 第五十四条 有限責任中間法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。
- 2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかつたときは、社員総会の決議によつて定める。
- 3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によつて定める。

(職務及び権限)

第五十五条 監事は、有限責任中間法人の業務を監査する。

- 2 監事は、理事及び有限責任中間法人の使用人に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならぬ。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるとき、社員総会において、調査の結果を報告しなければならない。
- 4 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べることができる。
- 5 監事は、理事が有限責任中間法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき、認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告をするため必要があるときは、当該監事は、社員総会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が前項に規定する行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該有限責任中間法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 7 社員は、前項に規定する場合において、当該行為によって当該有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該有限責任中間法人のため、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 8 有限責任中間法人が理事に対し、又は理事が有限責任中間法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が有限責任中間法人を代表する。

（有限責任中間法人に対する責任）
 第五十六条 監事がその任務を怠つたときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。
 2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

（第三者に対する責任）
 第五十七条 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。
 2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該監事が当該記載をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（準用規定）
 第五十八条 （略）
 2 （略）
 3 第四十九条第一項前段及び第二項から第六項まで並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三の規定は、監事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第五十六条第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と、同法第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第五十六条第二項」と、同法第六項中「前条第三項又八第四項」とあり、及び同法第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七条第三項又八第四項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項又八第三項」と読み替えるものとする。

（計算書類の作成及び承認）
 第五十九条 理事は、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という。）を作成しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 事業報告書
- 四 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
- 2・3 （略）

（計算書類の監査）
 第六十条 （略）

3 2 (略)
監事は、前項の書類（附属明細書を除く。）を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

第六十一条 (計算書類等の公示)
有限責任中間法人は、第五十九条第一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日の一週間前から五年間主たる事務所に、これらの書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前から三年間従たる事務所に、それぞれ備え置かなければならない。
2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項に規定する書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。この場合において、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

第六十八条 (定款等の公示)
有限責任中間法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一 定款
主たる事務所及び従たる事務所
二 社員名簿
主たる事務所
三 社員総会の議事録
（当該社員総会の日から十年間を経過していないものに限る。）主たる事務所
四 社員総会の議事録の謄本
（当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。）従たる事務所
五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面
（第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日（次号において「みなし決議の日」という。）から十年間を経過していないものに限る。）
六 前号の書面の謄本
（みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。）従たる事務所
2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項各号に掲げる書類の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第六十九条 (社員の帳簿閲覧権)
議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人に対し、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の請求は、当該請求の理由を記載した書面によつて行わなければならない。
3 商法第二百九十三条ノ七の規定は、第一項の請求があつた場合について準用する。

(解散事由)
第八十一条 有限責任中間法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款に定めた事由の発生
二 社員総会の決議
三 合併
（合併により当該有限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。）
四 社員が一人となつたこと。
五 破産
六 (略)
解散を命ずる裁判

(解散を求める訴え)
第八十三条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。
2 前項の場合において、裁判所は、次に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、有限責任中間法人の解散を命ずることができる。
一 有限責任中間法人がその事業の遂行において著しく困難な状況に至り、当該有限責任中間法人に回復することのできない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

- 3 二 有限責任中間法人に属する財産の管理又は処分が著しく失当で、当該有限責任中間法人の存立を危うくするとき。
商法第八十八条及び第九十九条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(商法の準用)
第八十四条 商法第九十六条、第九十七条及び第四百六条ノ三の規定は、有限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七条中「第九十五条」とあるのは「中間法人法第八十二条」と、同法第四百六条ノ三第三項中「第三百四十三条」とあるのは「中間法人法第二十六条第二項」と読み替えるものとする。

(残余財産の帰属)
第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産（以下この節において「残余財産」という。）の帰属は、定款の定めるところによる。

- 2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、社員総会の決議により定まる。
- 3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(中間法人と中間法人との合併)

- 2 合併後存続する中間法人は、他の中間法人と合併することができる。
合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の中間法人でなければならない。
- 一 有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併する場合及び有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 有限責任中間法人
- 二 無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 無限責任中間法人
- 3 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十条第一項又は第九十三条第一項に規定する者に代えて、合併をする各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない。

(解散後の中間法人の合併)
第二百二十三条 解散後の中間法人は、存立中の中間法人を合併後存続する中間法人とする場合に限り、合併することができる。

(合併の効果)

第二百二十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する第二条第四号に規定する返還義務を承継する。

- 2 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前項に定めるもののほか、合併により消滅した中間法人の権利義務を承継する。
- 3 合併後存続する無限責任中間法人又は合併により設立された無限責任中間法人は、合併により消滅した無限責任中間法人の権利義務を承継する。

(合併無効の訴え)

第二百二十五条 中間法人の合併の無効は、合併の日から六月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 2 前項の訴えは、次に掲げる者に限り、提起することができる。
 - 一 合併をする各中間法人の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない債権者
 - 二 前号の中間法人が有限責任中間法人であるときは、当該有限責任中間法人の理事又は監事
- 3 商法第八十八条、第二百五条第二項から第四項まで、第六六条及び第八八条から第一百一一条までの規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百条中「其ノ社員及」とあるのは、「其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替えるものとする。
- 4 商法第六六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した有限責任中間法人の社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

(合併契約書の作成と社員総会の承認)

第二百二十六条 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併するには、合併をする各有限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない

- 2 前項の合併契約書については、合併をする各有限責任中間法人において社員総会の承認を得なければならない。
- 3 前項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
- 4 前項の決議をするには、第三十一条本文の通知において、第一項の合併契約書の要領を示さなければならない。

(合併契約書の公示)

- 1 合併契約書
- 2 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日に作成した合併をする各有限責任中間法人の貸借対照表
- 3 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
- 4 合併をする各有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書
- 5 前項の場合において、合併により第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書
- 2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人についても、同項と同様とする。
- 3 前二項の有責任中間法人の社員及び債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

- 1 合併後存続する有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併する場合において、合併をする有限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 2 合併後存続する有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
- 3 各有限責任中間法人において第二百二十六条第二項の決議をする社員総会の期日
- 4 合併をする時期
- 5 合併後存続する有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

- 1 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定
- 2 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 3 前条第三号及び第四号に掲げる事項
- 4 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(代替基金等の積立て)

- 1 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額から当該有限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。
- 2 第一項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

(債権者の異議)

第三百三十一条 合併をする各有限責任中間法人は、当該各有限責任中間法人における第二百二十六条第二項の決議の日から二週間以内に、当該各有限

責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を、第一号に掲げる方法及び第二号又は第三号に掲げる方法により、告知しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

一 官報に掲載してする公告
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してする公告（公告の方法として定款に定めたものに限る。）
三 知れている債権者に対する各別の催告

3 2 第百二十一条第三項及び第四項の規定は、前項前段の場合について準用する。
3 基金の返還に係る債権については、前二項の規定は、適用しない。

（登記）

第百三十二条 有限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する有限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する有限責任中間法人については解散の登記、合併により設立される有限責任中間法人については第十九条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

（効力発生の時期）

第百三十三条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによつて、その効力を生ずる。

一 合併後存続する有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記
二 合併により設立された有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第十九条第一項に規定する登記

（合併に関する事項を記載した書面の公示）

第百三十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、第百三十一条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 第百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

（合併前に就任した理事及び監事の任期）

第百三十五条 合併後存続する有限責任中間法人の理事及び監事で合併前に就任したものは、合併契約書に別段の定めがあるときを除き、合併後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する。

（合併契約書の作成と総社員の同意）

第百三十六条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。
2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。

（吸収合併の合併契約書の記載事項）

第百三十七条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併する場合において、合併をする無限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 合併後存続する無限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
二 合併をする時期

（新設合併の合併契約書の記載事項）

第百三十八条 前条に規定する場合において、合併により無限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される無限責任中間法人の定款の規定
二 合併をする時期

(債権者の異議)

第三百二十九条 合併をする各無限責任中間法人は、当該各無限責任中間法人において合併契約書について総社員の同意を得た日から二週間以内に、当該各無限責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

(登記)

第四百十條 無限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に、従たる事務所の所在地において三週間以内に、合併後存続する無限責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する無限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された無限責任中間法人については第九十四条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第四百十一條 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによつて、その効力を生ずる。
一 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記
二 合併により設立された無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第九十四条第一項に規定する登記

(合併契約書の作成等)

第四百十二條 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併するには、当該有限責任中間法人及び当該無限責任中間法人（以下この節において「合併をする各法人」という。）は、合併契約書を作成しなければならない。
一 前項の合併契約書については、同項の有限責任中間法人においては社員総会の承認を、同項の無限責任中間法人においては総社員の同意を得なければならない。
二 前項の合併契約書については、同項の有限責任中間法人が第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書
三 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(合併契約書等の公示)

第四百十三條 合併をする各法人は、前条第二項の社員総会の日から二週間前から合併の日の後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

一 合併契約書
二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日に作成した合併をする各法人の貸借対照表
三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
四 合併をする有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書
五 前号の損益計算書のほか、合併をする各法人が第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書
二 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)

第四百十四條 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合において、当該有限責任中間法人が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
二 当該有限責任中間法人の準備金に関する事項
三 当該有限責任中間法人において第四百二十二条第二項の決議をする社員総会の期日
四 合併をする時期
五 当該有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第百四十五条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定
- 二 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 三 合併により消滅する有限責任中間法人において第百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日
- 四 合併をする時期
- 五 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(損失てん補準備金等の積立て)

第百四十六条 合併後存続する有限責任中間法人は、合併に際し、合併により消滅した無限責任中間法人から承継した財産の価額から当該無限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を限度として、損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併をする各法人から承継した財産の価額から当該合併をする各法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。

4 第二項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

(債権者の異議)

第百四十七条 合併をする各法人は、当該合併をする各法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を告知しなければならない。この場合においては、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 前項前段の告知は、有限責任中間法人にあつては第百四十二条第二項の決議の日から、無限責任中間法人にあつては同項の総社員の同意を得た日から、それぞれ二週間以内に行わなければならない。

3 第一項前段の告知は、有限責任中間法人にあつては第百三十一条第一項第一号に掲げる方法及び同項第二号又は第三号に掲げる方法により、無限責任中間法人にあつては同項第一号及び第三号に掲げる方法により、行わなければならない。

4 第百二十一条第三項及び第四項の規定は、第一項前段の場合について準用する。

5 基金の返還に係る債権については、前各項の規定は、適用しない。

(合併に関する事項を記載した書面の公示)

第百四十八条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 第百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(準用規定)

第百四十九条 第百三十二条、第百三十三条及び第百三十五条の規定は、有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併した場合について準用する。

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）

- 第三條（設立の登記）
組合等の設立の登記は、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。
- 2・3（略）